

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

第143回国会の平成10年8月31日に設置された本調査会は、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面の調査テーマと定め、1年目は「女性に対する暴力」、2年目は「女性の政策決定過程への参画」について調査を進めてきた。今国会では3年目の調査テーマである「女性の自立のための環境整備」のうち「女性の経済・社会的自立支援」について、具体的な調査を行った。

平成13年2月14日、雇用関係について、日本女子大学人間社会学部教授大沢真知子君、日本経営者団体連盟常務理事矢野弘典君及び株式会社ベネッセコーポレーション人財組織部人事サービス課セクションチーフ北川美千代君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

平成13年2月19日には、女性の経済・社会的自立支援についての政府の取組の現状について、若林財務副大臣及び増田厚生労働副大臣から説明を聴取した後、両副大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

次いで、平成13年2月21日には、税制・社会保障制度について、中京大学経済学部教授都村敦子君及びお茶の水女子大学生生活科学部助教授永瀬伸子君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

また、平成13年4月2日には、現場の実情に精通した有識者として、株式会社ライフデザイン研究所研究開発部主任研究員前田正子君、保育園を考える親の会代表普光院亜紀君、淵野辺保育園園長松岡俊彦君及びイエルネット株式会社取締役アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー松井香君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

平成13年5月14日、これまでの参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取を踏まえ、「女性の経済・社会的自立支援」についての意見を整理するため、委員間の自由討議を行った。

以上のような議論を踏まえ、女性の自立のための環境整備について、7項目からなる提言を取りまとめ、平成13年6月20日、その調査報告書を議長に提出することを決定した。

また、平成13年2月21日には、男女共同参画社会基本法に基づいて策定された「男女共同参画基本計画」について、坂井内閣府副大臣から説明を聴取した後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

さらに、本調査会が、「男女等共生社会の構築に向けて」のテーマの下、3年間にわたって進めてきた調査を締めくくる観点から、平成13年6月4日、男女共同参画担当大臣である福田内閣官房長官、松下内閣府副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

他方、1年目の提言において検討課題とされた、女性に対する暴力に関する法的対応策については、平成12年4月26日に理事会の下に「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」を設置し、30回にわたる調査を行った。シェルター関係者、婦人相談所関係者、

弁護士、学識経験者等からの意見聴取、総理府、警察庁、法務省及び厚生労働省からの説明聴取さらにはプロジェクトメンバー間での討議を行った。平成13年1月31日には、調査会に中間報告を行うとともに、4月2日の調査会において**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案**を各会派の総意をもって起草、提出を決定した。同法案は4日の参議院本会議で可決された後、衆議院法務委員会の審査を経て、6日衆議院本会議において、可決・成立した。

〔法律案提出の背景及び主な内容〕

女性に対する暴力については、国際的にも重要な課題として取り上げられてきており、1985年7月の『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議以降、女性に対する暴力の撤廃に向けての宣言や行動が打ち出されてきた。特に昨年6月のニューヨークで行われた「女性2000年会議」では、各国がとるべき行動として、夫やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンスに対処するための法的措置が求められている。このような国際的動向を受け、国内的には平成8年12月に策定された「男女共同参画2000年プラン」において女性に対する暴力は人権問題として位置付けられるとともに、平成12年12月に策定された「男女共同参画基本計画」において、新たな法制度や方策などを含め幅広い検討が求められていた。しかし、ドメスティック・バイオレンスを始めとする女性に対する暴力は潜在化しており、その結果として被害が放置され、さらに潜在化するという実態にあった。

平成10年8月に設置された本調査会は、1年目の調査で「女性に対する暴力」を取りあげ、平成12年4月には理事会の下に「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」を設置し、その法的対応策について討議を重ねてきた。その結果、**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案**を調査会として取りまとめ、提出するに至った。

その主な内容は、ドメスティック・バイオレンスの状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するための施策を講じようとするものである。

〔調査の概要〕

平成13年2月14日の調査会では、参考人から、我が国の女性のパートタイム労働者の賃金は低く、安い労働力としてしか使われておらず、その能力が開発されていない、パートタイム労働者の賃金の上昇を抑制している税制・社会保障制度を見直す必要がある、女性が活躍するためには、仕事と家庭環境の両立支援が不可欠であり、そのためには保育サービスの拡充や企業が働き方の多様な選択を増やす必要がある等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①女性の復職、パートタイム労働者としての採用に関する企業の側の意見、②仕事と家庭を両立するための支援策の採用が会社経営に与える影響、③労働法制の規制緩和が女性の働き方に与える影響等について質疑が行われた。

平成13年2月19日の調査会では、①配偶者特別控除を廃止し、配偶者控除を段階的に廃止していくことの見解、②パートタイム労働者の処遇改善のための体制整備、③女性の就労に中立的、公平的な税制の在り方の検討内容等について質疑が行われた。

平成13年2月21日の調査会では、参考人から、女性の経済・社会的自立支援改革の方向としての、税制・社会保障制度における世帯単位から個人単位への組み替え、子育て家庭・

介護家庭に対する経済的支援の改革の必要性、一度離職した女性はパートタイム労働者として雇用市場に復帰することが多いが、正社員との賃金・昇進ルートに大きな格差があり、保育所も都市部に不足している等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①パートタイム労働者の103万円の壁による就労調整を解消する方策、②女性が出産後も働き続けることが可能となるような育児休業制度の改善策、③両立支援策としての保育施策に関する課題等について質疑が行われた。

平成13年4月2日の調査会では、参考人から、保育所の待機児解消のための量的な確保、保育の種類拡大及び質的な保障確保の必要性、社会全体の労働時間の短縮、男性の育児休業を促進する制度の創設等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①待機児解消のための抜本的な対応策、②長時間労働を是正するための労働法制の見直し、③地域における子育て支援一元化等について質疑が行われた。

平成13年5月14日の調査会では、①雇用については、男性を含めた働き方の見直しを行い、男女とも仕事と家庭のバランスを取れるようにするべきである、②育児休業を父親も取れるようなパパクォータ制度の導入等仕事と家庭の両立支援の見直しが必要である、③多様な働き方に合わせた保育の充実が必要であり、また、認可保育所と無認可保育所との格差是正のため、無認可保育所に関する届出制度を創設するとともに、学齢前の子どもへの社会的支援という視点から、保育所と幼稚園の連携を考えるべきである、④性に中立的に働くよう税制や社会保障制度を組み立てる必要がある、また、選択的夫婦別氏制度を含む民法の問題は、積極的に議論を進めて行くべきである等の意見が述べられた。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、女性の自立のための環境整備について、「女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを視座に入れた総合的な施策の充実」を始め7項目の提言を取りまとめた。

また、平成13年2月21日の調査会においては、「男女共同参画基本計画」について、①男女共同参画社会の実現の度合いを示す指標開発の必要性、②選択的夫婦別氏制度はこれまでの世論調査や社会の動きを見れば、実施すべき時期に来ていること等について質疑が行われた。

さらに、平成13年6月4日の調査会においては、保育所待機児ゼロ作戦の推進及び保育の質を確保するための方策、雇用の場の均等実現のため、パパクォータ制度導入等による男性の働き方の改革の提案等について質疑が行われた。

○ 女性の自立のための環境整備についての提言

男女等共生社会は、女性も男性も性別にかかわらずなく、すべての個人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮した多様な生き方を可能とする社会であり、その構築は21世紀の最重要課題である。今後は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画基本計画を着実に実施していくとともに、社会経済システムのあらゆる分野において、男女共生の視点に立った施策の検討が求められている。

特に、女性が的確な自己決定に基づき、生涯を通じて健康を享受し、経済的にも社会的にも自立していくための環境整備は、真に男女が共生する社会の構築のための重要な要件となるものである。しかし、我が国においてはなお、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

の理念の浸透が十分ではなく、男女の多様な生き方に中立的でない社会制度の存在も指摘されているほか、女性は雇用面においても、仕事と育児・介護との両立支援の面においても、十分な環境の下に置かれているとは言い難い。

こうした観点から、本調査会は女性の自立のための環境整備について、広範な論議を行い、問題点の発掘やとるべき対策について理解を深めてきた。

これらの取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

1 女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを視座に入れた総合的な施策の充実

- (1) 妊娠、出産等に対する女性の自己決定権を確立するため、避妊・不妊等に係る相談・情報窓口の増設を図るとともに、墮胎罪を始め、女性の健康に関する法制度について、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを保障する観点から新たな法整備を含め幅広い検討を行う必要がある。
- (2) 働きながら子どもを産み育てることのできる環境や、女性の生涯にわたる健康を支援する体制を構築するため、リプロダクティブ・ヘルス・ケアを行う専門家の増加と質の向上、養成プログラムの見直し、女性特有の疾病対策、女性労働者の健康対策、更年期以降の健康支援等の施策を充実させる必要がある。
- (3) リプロダクティブ・ヘルス／ライツを推進するため、学校及び社会における科学的で公正な情報の提供、ジェンダーによる差別の解消及び性の多様性の尊重を重視した適切な性教育の実施が必要である。また、十代の望まない妊娠を防ぐため、学校及び地域において避妊に関する情報提供やプライバシーに配慮した身近な相談体制の確立等適切な対応を行う必要がある。

2 雇用の分野における男女差別の解消

雇用の分野における実質的な男女平等を実現するために、同一労働同一賃金を前提とした男女間の賃金格差の解消、昇給差別の禁止、間接差別の禁止、グラス・シーリングの解消等のための施策を強力に推進すべきである。また、パートタイム均等待遇の確立を始めとして、社会保険や育児・介護休業法の適用等非正規雇用者と正規雇用者との均等待遇を図る必要がある。

3 家庭との両立を可能とする多様な働き方の実現

- (1) 労働者全体の労働時間の短縮を促進するとともに、育児・介護を行う労働者に対しては、不利益取扱いがないような短縮勤務の選択、時間外労働の免除、フレックスタイムの活用等柔軟な労働時間の選択が可能となるような施策を推進するほか、権利として取得できる看護休暇及び学校行事等への参加のための家族休暇制度の新設についても検討する必要がある。
- (2) 我が国社会にいまだ根強く残る性別役割分担意識を改革し、男性の家事や子育てへの一層の参加を促進するため、パパクォータ制度の導入の検討など男性が育児・介護休業や出産休暇を取得しやすい環境整備を進めるべきである。

4 女性の経済・社会的自立の支援のための保育施策等の充実

- (1) 多様化する女性の働き方に合わせた保育の充実及び待機児童の解消が急務となっていることから、これらに対する公的助成の一層の拡大とゼロ歳児・低年齢児保育や延

長・休日・夜間保育等多様なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの拡充を図る必要がある。また、待機児童ゼロ作戦の達成に向け、実効ある施策を早急に具体化し、推進するとともに、保育の質を確保する必要がある。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実等、学童のための保育の拡充を図る必要がある。

(3) 児童虐待の解消や子どもの健全な発達のためにも、保育所等を開放し育児相談や情報交換を行う場とする地域子育て支援事業の拡充、一時保育の充実、地域子育て支援センターにおける相談支援の充実、地域社会における子育てネットワークの構築等、地域における子育ての支援体制を拡充すべきである。

5 女性の生き方・働き方の選択に中立となるような税制・社会保障制度改革

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除制度は、女性の就労に対して中立性を阻害する要因ともなっており、男女共同参画社会の実現や制度の簡明性の観点に立って見直していくことが必要である。

(2) 男女平等及び個人の生き方に中立的な立場から、世帯単位から個人単位への切替え等社会保障制度全般について検討を行うべきである。特に、年金制度は、被扶養配偶者に対する第三号被保険者制度が設けられていることなど、伝統的な女性の役割を反映した世帯単位の考え方を基本としており、女性の生き方や働き方に必ずしも中立的ではないので、個人単位の制度設計に改める必要がある。

(3) 育児や介護等に係る所得保障については、扶養控除や児童手当等税制・社会保障の両面から行われ、相互に密接にかかわっていることから、税制及び社会保障制度全般にわたり総合的に検討することが必要である。

6 選択的夫婦別氏制度の導入

個人の選択に対する中立性を確保し、性別による偏りのない社会システムを構築するためにも、選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けて努力すべきである。

7 無償労働の社会的評価の在り方に関する検討

育児、家事、介護等の無償労働の社会的評価の在り方について検討を行う必要がある。

(2) 調査会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 女性に対する暴力に関するプロジェクトチームの中間報告に関する件について委員から報告を聴いた。
- 共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年2月14日（水）（第2回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について参考人日本女子大学人間社会学部教授大沢真知子君、日本経営者団体連盟常務理事矢野弘典君及び株式会社ベネッセコーポレーション人財組織部人事サービス課セクションチーフ北川美千代君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月19日（月）（第3回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について若林財務副大臣及び増田厚生労働副大臣から説明を聴いた後、若林財務副大臣、増田厚生労働副大臣、榊屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年2月21日（水）（第4回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、男女共同参画基本計画に関する件について坂井内閣府副大臣から説明を聴いた後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について参考人中京大学経済学部教授都村敦子君及びお茶の水女子大学生生活科学部助教授永瀬伸子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月2日（月）（第5回）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴き、国会法第54条の4において準用する第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、調査会提出の法律案として提出することに決定した。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について参考人株式会社ライフデザイン研究所研究開発部主任研究員前田正子君、保育園を考える親の会代表普光院亜紀君、渕野辺保育園園長松岡俊彦君及びイエルネット株式会社取締役アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー松井香君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年5月14日（月）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（女性の経済・社会的自立支援）について意見の交換を行った。

○平成13年6月4日（月）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 男女等共生社会の構築に向けてについて福田国务大臣、松下内閣府副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月20日（水）（第8回）

- 共生社会に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 共生社会に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第143回国会の平成10年8月に設置された。

本調査会は、男女の共生を中心として調査を進めることとし、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面のテーマと定め、1年目は「女性に対する暴力」、2年目は「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとした。最終年となる3年目は、1年目の提言において検討課題とされた女性に対する暴力に関する法的対応策として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」を起草・提出し、成立に至った。さらに、2年目の提言の中から「女性の自立のための環境整備」を取り上げ、これを「生涯にわたる女性の健康支援」及び「女性の経済・社会的自立支援」とに分けて具体的な調査を行うこととした。参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取並びに委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、本調査会として意見を集約し、提言として取りまとめ、去る20日、その調査報告書を議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の内容は、次のとおりである。

- 1 女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを視座に入れた総合的な施策の充実
 - (1) 女性の自己決定権を確立するため、避妊・不妊等の相談・情報窓口を増設するとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを保障する新たな法整備について墮胎罪を含めた幅広い検討が必要である。
 - (2) 女性の生涯にわたる健康支援体制の構築等のため、専門家の増加と質の向上、養成プログラムの見直し、女性特有の疾病対策、女性労働者の健康対策、更年期以降の健康支援等の施策の充実が必要である。
 - (3) 学校及び社会における科学的で公正な情報提供、ジェンダーによる差別の解消等を重視した性教育の実施が必要であり、十代の望まない妊娠を防ぐため、避妊に関する情報提供やプライバシーに配慮した相談体制の確立等が必要である。
- 2 雇用の分野における男女差別の解消

実質的な男女平等を実現するために、同一労働同一賃金を前提とした男女間賃金格差の解消、昇給差別の禁止、間接差別の禁止等の施策を強力に推進すべきである。また、パートタイム均等待遇の確立を始め、社会保険や育児・介護休業法の適用等非正規雇用者と正規雇用者との均等待遇を図る必要がある。
- 3 家庭との両立を可能とする多様な働き方の実現
 - (1) 労働者全体の労働時間の短縮を促進するとともに、育児・介護を行う労働者に対しては、不利益取扱いがないような短縮勤務の選択、時間外労働の免除等柔軟な労働時間の選択が可能となる施策を推進するほか、権利として取得できる看護休暇及び学校行事等への参加のための家族休暇制度の新設についても検討する必要がある。
 - (2) 性別役割分担意識を改革し、男性の家事や子育てへの一層の参加を促進するため、パパクォータ制度の導入の検討など男性が育児・介護休業や出産休暇を取得しやすい環境整備を進めるべきである。

4 女性の経済・社会的自立の支援のための保育施策等の充実

- (1) 多様化する女性の働き方に合わせ、ゼロ歳児・低年齢児保育や延長・休日・夜間保育等きめ細かな保育サービスの拡充と、そのための公的助成の一層の拡大を図る必要がある。また、待機児童ゼロ作戦の達成に向け、実効ある施策を早急に具体化・推進する必要がある。
- (2) 放課後児童健全育成事業の充実等、学童のための保育の拡充を図る必要がある。
- (3) 児童虐待の解消や子どもの健全な発達のためにも、保育所等を開放し育児相談や情報交換の場とする地域子育て支援事業の拡充、一時保育の充実、地域社会における子育てネットワークの構築等の支援体制を拡充すべきである。

5 女性の生き方・働き方の選択に中立となるような税制・社会保障制度の改革

- (1) 女性の就労に対して中立性を阻害する要因にもなっている配偶者控除・配偶者特別控除制度は、男女共同参画社会の実現や制度の簡明性の観点に立って見直す必要がある。
- (2) 伝統的な女性の役割を反映し被扶養配偶者に対する第三号被保険者制度が設けられている年金制度を始め、社会保障制度全般について世帯単位から個人単位への切替え等について検討すべきである。
- (3) 育児・介護等に係る所得保障については、税制及び社会保障制度全般にわたり総合的に検討する必要がある。

6 選択的夫婦別氏制度の導入

個人の選択に対する中立性の確保、性別による偏りのない社会システムの構築のためにも、選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けて努力すべきである。

7 無償労働の社会的評価の在り方に関する検討

育児、家事、介護等の無償労働の社会的評価の在り方について検討する必要がある。

(4) 成立議案の要旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案（参第16号）

【要旨】

本法律案は、配偶者からの暴力が、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったこと、また被害者が多くの場合女性であり、配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっていること等にかんがみ、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。
- 2 都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。同センターは、被害者（心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）に対し、相談、カウンセリング、一時保護等を行うものとする。
- 3 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。医師その他の医療関係者は、配偶者からの暴力による傷病者を発見した場合には、その者の意思を尊重しつつ、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。
- 4 被害者が更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、6月間の被害者への接近禁止又は2週間の住居からの退去を命ずるものとする。この保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止等の活動を行う民間団体に対する必要な援助、配偶者からの暴力に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発等に努めるとともに、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修等を行うものとする。
- 6 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、配偶者暴力相談支援センターに係る規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(5) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
16	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案	共生社会に関する調査会長 石井 道子君 (13.4.2)	13. 4. 3	13. 4. 4			13. 4. 4 可決	13. 4. 3 法務 (予備)	13. 4. 6 可決	13. 4. 6 可決